

令和6年美郷町議会議事録

第4回 定例会 (第1号)

招集年月日	令和6年 11月 29日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和6年 11月 29日 午前 9時30分				
		議長 原 克 美				
	散会	令和6年 11月 29日 午前 11時00分				
		議長 原 克 美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 11名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (6)	原 克 美	○	8	藤原修治	○
	副議長 (7)	福島教次郎	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	箕根正一	○
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高学	○	12	西嶋二郎	○
	5	中原保彦	○	/	/	/

会議録署名 議員	12番	西嶋二郎	2番	牛尾博文
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	志村幸恵
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	石田圭司
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	行田綾子	建設課長	三上智央
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	美郷暮らし推進課長	永妻孝司	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名		議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀		
議事日程		別紙のとおり		
会議に付した事件		別紙のとおり		
会議の経過		別紙のとおり		

令和 6 年美郷町議会第 4 回定例会議事日程 (第 1 号)

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 (金) 午前 9 時 3 0 分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	<p>議案の上程、説明、質疑、討論及び表決</p> <p>【条例案】</p> <p>議案第 6 8 号 美郷町職員の給与に関する条例及び美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
5	<p>議案の上程、説明</p> <p>【条例案】</p> <p>議案第 6 9 号 美郷町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 7 0 号 美郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>【予算案】</p> <p>議案第 7 1 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算 (第 7 号)</p> <p>議案第 7 2 号 令和 6 年度君谷診療所特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議案第 7 3 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)</p>

議案第 7 4 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 5 号 令和 6 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 7 6 号 令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 7 号 令和 6 年度美郷町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

【一般事件案】

議案第 7 8 号 工事請負契約の締結について

議案第 7 9 号 邑智郡総合事務組合理約の変更について

(開会 午前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

全議員出席であります。

ただ今から令和6年美郷町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番・西嶋議員、2番・牛尾議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日29日から12月9日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日から12月9日までの11日間とすることに決しました。

日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

おはようございます。議長の許可をいただきましたので、5点報告をいたします。

1点目に、美郷町江の川カヌースプリント競技場竣工記念大会について申し上げます。11月2日から4日の3日間で予定していましたが、江の川の増水のため、急遽、内容を変更して、2日に開会式とオープニングイベントを開催し、競技日程は4日のみに変更して実施いたしました。全国各地から集まった小学生から大学生、一般まで238人の選手が、江の川で熱戦を繰り広げ、沿岸には、チームメンバーや応援団、観客が集まり、大きな声援が送られ、盛り上がっていました。また、大会は、YouTubeで実況中継をし、当日だけで2500回以上視聴され、現在は3800回を超えています。急遽の内容変更にもかかわらず、円滑に大会が運営出来たのは、島根県カヌー連盟をはじめ、関係者の皆さん、運営をサポートしていただいた大会ボランティアの皆さんのおかげです。この場をおかりしまして、改めて感謝を申し上げます。参加チームの監督や選手の皆さんは、実際に協議をされて、施設や設備の充実ぶりや、横風の影響の少ない直線コースなど、競技場を高く評価をされていました。競技場のすばらしさを全国のカヌー競技者に存分にPR出来た大変よい機会にもなりました。また、大会に参加された同志社大学カヌー部は、12月6日から9日まで、町のカヌー合宿助成事業を活用して合宿を町内で行われます。11月27日には、大学生を対象とした大会とカヌー合宿の誘致に向けて、福井竜夫島根県カヌー協会会長と一緒に、日本カヌー連盟・全日本学生カヌ

一連盟（関東学連）を訪問してまいりました。邑智中学校・島根中央高校の競技力向上はもちろん全国からカヌー競技者や愛好家が集まり、滞在人口、活動人口の拡大につながるよう取り組んでまいりたいと思います。

2点目に、第20回美郷町産業祭「みさとふるさとまつり」について申し上げます。20回目の記念となる今年の産業祭は、「カヌーパークみさと・カヌーレ IMAI」を会場に、11月10日に開催をいたしました。町内外から、昨年を上回る約1200人が来場され、youtube ライブ配信では、2800人以上が視聴されています。出展も町内外から43団体が参加をされ、早々に売り切れる店も多数出ていました。また、今年のイベントは、インターハイのカヌー競技で日本一となった島根中央高校カヌー部によるデモレースや、カヌー体験、部員による施設見学ツアーなど、カヌーレ IMAI ならではの企画や、自動運転EVバスの乗車体験、懐かしのクラシックカーを集めたみさとモーターコレクションなどが開催をされ、大変盛況でした。そして、会場内の特設コースで実施しました鴨山駕籠かき大会には、計20チームが参加をされました。各チームが思考を凝らした駕籠や衣装で参加をされ、また、広島修道大学、広島経済大学や、大人の山体験生などの大学生を中心としたチーム参加もあり、大いに盛り上がっていました。今年の産業祭は、カヌーレ IMAI の会場の雰囲気や、多くの高校生や大学生に参画いただいたこともあり、より賑わっていたと思います。来年の産業祭につきましても、活気あふれる町最大のイベントとなるよう、実行委員会でご議論いただき、検討していきたいと思っております。

3点目に自動運転EVバス実証実験並びに交通難民・買物難民対策について申し上げます。補助率100%の国土交通省の自動運転社会実装推進事業補助金の採択を受けて実施をいたしました自動運転EVバス実証実験では、11月10日の産業祭の試乗会で164人、11日から16日の粕淵地内の試乗運行で178人合計342人の方に試乗をいただきました。試乗者の感想をアンケートでは、「乗り心地が快適」「音が静かで揺れが少ない」「思っていたよりも速度がある」「対面で話しやすい」など、多くの好評の意見をいただきました。また、「みさとと。」モチーフのラッピングも好評で、自動運転EVバスの好感度も上がっていました。一方で、「椅子の位置が高い」「路線バスでないところで走ってほしい」「乗車に不安の声もあるので、理解の促進が必要」などの意見、要望をいただいております。また、多数の視察もあり、島根経済同友会のほか、島根県の地域振興部、交通対策課、デジタル戦略室や雲南市、安来市、川本町から視察・試乗をされています。来年度は、複数ルートや雪道の走行などの実証実験を検討しており、今回の実証実験の振り返りも踏まえ、ルート選定や事業周知などを進めてまいります。また、交通難民・買物難民対策として、今年度、制度拡充で、居住地域制限を廃止しましたタクシー利用助成事業につきましても、10月から来年3月までの期間限定で利用エリアを町内全域に拡大をして実施をしています。利用エリア拡大後の10月1日から11月27日までの新規の登録者は24人で、今年度の新規登録者は、計60人となりました。また、月平均の利用回数は、制度拡充前は、毎月20回未満であったものが、居住地域制限廃止後の5月から9月までは、月平均68回に伸び、さらに、10月以降は、約100回となっています。新規登録者、利用回数ともに大幅に伸び、大変好評をいただいております。なお、この事業の予算につきましては、9月議会で議決をいただいておりますが、その財源として、補助率3分の2の県の地域生活交通再構築実証事業を活用をさせていただいております。深刻化する運転士不足や、移動手段の確保といった町民生活の課題の解

決のため、引き続き取組みを進めてまいりたいと思います。

4点目に、旧三江線沿線鉄道林における森林再生実証試験について申し上げます。本日11月29日に乙原地内のJR西日本所有の鉄道林5.8ヘクタールでの森林再生実証実験の森林施業の様子を報道公開をいたします。公開する内容は、JR西日本による施業内容の説明、線路敷を使いフォワーダーと呼ばれる林業用重機で、伐採木を搬出する施業の様子です。この取組みは、鉄道林が多くある美郷町をフィールドにして、鉄道林について、水源涵養、土砂災害防止、生物多様性の確保といった森林が持つ多面的機能を発揮をさせ、森林資源として活用しようとするものです。この実証実験は、JR西日本をはじめ、グループ会社であるJR西日本コンサルタンツ、鳥取大学、広島大学、邑智郡森林組合と連携をして取り組んでおり、春から関係者で協議を重ね、連携しながら実証実験に向けた様々な手続き、調査などの準備を進めてまいりました。地元自治会にも、調査期間中の休憩場所の提供などのご協力をいただいております。関係者の皆さんは大変感謝をしております。今回の実施試験を通じて、JR西日本や大学を中心に、線路敷を活用した木材搬出技術の実証評価や、線路敷周辺の森林資源活用の可能性評価、また、野生動物対策を考慮した再造林計画の検討などを、関係機関と進めてまいります。そして、来年度以降は、それらの結果や評価を踏まえて、実証実験の意義を広く発信する機会を設けたいと考えています。鉄道廃止後の鉄道林の活用は、全国的な課題でもあります。「ピンチをチャンスに変える」美郷バレー、林業振興の新たな取組みとして、産官学民の力を結集して進めてまいりたいと思います。

5点目の工事発注状況につきましては、9月上旬以降の内容を、別途資料で配信をしていますので、ご覧いただければと思います。以上で報告を終わります。

●原議長

町長の行政報告は終わりました。

日程第4、議案の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案のうち、まずは、議案第68号の条例案について上程をいたします。

それでは、議案第68号の提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

失礼いたします。上程いただきました議案第68号について説明いたします。この条例は、令和6年の人事院勧告を踏まえ、一般職の期末手当と勤勉手当について引き上げ、行政職、医療職と特定任期付職員の給料表の改定を行うものです。美郷町職員の給与に関する条例について、第1条と第2条の2段階で改正し、第1条では、令和6年度の期末手当と勤勉手当の支給割合と、行政職、医療職の給料表を改定し、第2条では、令和7年度の期末手当、勤勉手当の支給割合を改定いたします。第3条では、美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を改正し、特定任期付職員の給料表を改定いたします。具体的な規定ぶりにつきましては、新旧対照表1ページ目をごらんください。第1条の改正について説明いたします。第9条第1号で、医師に支給する初任給調整手当を1000円引き上げて、41万6600円といたします。次に、第18条第2項で、職員の期末

手当の支給割合を100分の122.5から100分の127.5とし、12月分の支給を0.05月分引き上げます。第3項では、定年前再任用短時間勤務職員いわゆる再任用職員の期末手当の支給割合を、100分の68.75から、100分の71.25とし、12月に支給する期末手当の支給割合を0.025月分引き上げます。次に、新旧対照表、2ページ目からをごらんください。第19条の第2項第1号で、職員の勤勉手当の支給割合を100分の102.5から100分の107.5とし、12月に支給する勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げます。同項第2号では、再任用職員の勤勉手当の支給割合100分の48.75から100分の51.25とし、0.025月分引き上げます。これらにより、職員の期末手当の支給割合は、2.45月から2.5月に、勤勉手当の支給割合は2.05月から2.1月分となり、計4.6月分となります。再任用職員については、期末手当の支給割合は1.375月から1.4月に、勤勉手当の支給割合は0.975月から1月となり計2.4月分となります。次に、別表第1の行政職給料表と、別表第2の医療職給料表を改定いたします。新旧対照表では非常に長くなっておりますので、概要について申し上げます。人事院勧告ベースの平均改定率は、行政職は一級で11.1%、2級で7.6%と、初任給若年層を中心に引き上げており、全体の改定率は、行政職2.87%、医療職で2.59%です。続きまして飛びますが、新旧対照表12ページから13ページをごらんください。第2条の改正について、ご説明申し上げます。この改正で、第1条で改正した期末手当と勤勉手当について、年間の合計支給割合は変えずに、令和7年度の6月と12月の支給割合を均等にいたします。第18条の改正では、まず、期末手当の支給割合を均等にいたします。第2項で第1条で改正した支給割合を100分の127.5としたものを100分の125とし、第3項では、再任用職員の支給割合を100分の71.25から100分の70といたします。第19条の改正では、勤勉手当の支給割合を均等にいたします。第2項第1号で、先ほどの改正で、職員の支給割合を100分の107.5としたものを100分の105とし、同項第2号で、100分の51.25としたものを100分の50といたします。続きまして、新旧対照表14ページをごらんください。第3条の改正について説明いたします。これにつきましては、第7条で定める特定任期付職員の給料表を改定するものです。最後に、議案の方に戻り11ページ目の附則の欄をごらんください。この附則では、ご説明申し上げました規定の施行日などを定めています。第1項と第2項では、これらの規定の施行日、適用日について定めています。第1項は施行日を定めております。第1条と第3条の改正は、令和6年度の期末手当、勤勉手当、給料表などに係るもので、すぐに施行する必要があるため、施行日は公布日といたします。第2条の改正は、令和7年度から実施するものであるため、施行日は令和7年4月1日といたしております。第2項は、第1条と第3条の規定の適用日を定めます。第1条と第3条による初任給調整手当、給料表の改正は、令和6年4月1日から、第1条による期末手当、勤勉手当の改正は、令和6年12月1日から適用するものといたします。第3項から第5項は、給料表を改定する場合の定型的な規定であり、こうした場合の措置を定めております。第3項は、給料表改定前に支払われた給料は内払いであること。第4項は、給料表の改定に伴い、職員間の均衡に支障があるような場合に、必要な調整などを行うこと。第5項は、さらに詳細などがある場合について定めております。なお、この改正に伴い、会計年度任用職員の給料、期末手当、勤勉手当も改正されるものです。補足といたしまして、今年的人事院勧告では、この条例で改正する以外の措置についても実施されることとなっておりますが、それらは、令和7年4月から実施するものであ

るため、今後の議会で提出予定であることを申し添えておきます。以上で議案第 68 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●原議長

提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
議案第 68 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。
(なしの声)

●原議長

ないようですので、質疑を終わります。
次に議案、第 68 号に対する討論に入ります。
討論はありませんか。
(なしの声)

●原議長

討論なしと認めます。これより採決に入ります。
お諮りします。
議案第 68 号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。
よって本案は原案のとおり可決されました。
日程第 5、議案の上程、説明を議題といたします。
本定例会に提案を受けております残りの議案は、条例案 2 件、予算案 7 件、一般事件案 2 件の計 11 件であります。
議案第 69 号から議案第 79 号までの 11 議案を一括上程いたします。
初めに、議案第 69 号から議案第 70 号までの条例案 2 件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

上程いただきました議案第 69 号について説明いたします。この条例は、消防団員が消防業務の遂行にあたり、不幸にして亡くられたり、障がい状態となられた場合に授与する賞じゅつ金等に関して、関連政省令の改正により、条例の規定を整理するものであります。政省令では、地方公務員災害補償制度と均衡をとり、機動的な対応するため、等級ごとの障害等について、総務省令で定める等の措置が行われていることを申し添えます。新旧対照表 1 ページ目をごらんください。障害者賞じゅつ金を規定している別表中の備考の政省令の引用箇所を改めます。一つ目は、備考 1 中で引用している政令別表第 3 を常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成 18 年総務省令第 110 号。以下「省令」という。）別表第 2 といたします。2 つ目に、備考 2 中の政令引

用箇所第6条第2項から第6項（3項第1号を除く）から第6条第5項から第8項（第6号第1号を除く）までの規定及び省令第3条第2項といたします。そして改正後の条例の施行日は公布日とし、附則中には、その施行前に、これらの適用があった場合に、読み替えてみならず経過措置を入念的に設けるものです。なお、補足として申し上げておきますと、現時点で、この賞じゅつ金等の対象の方はおられません。以上で議案69号の説明を終わります。

続いて、上程いただきました議案第70号について説明いたします。この条例は、消防団員等が、消防等の業務にあたり、死亡、負傷等の公務災害に遭われた場合の損害補償を定める条例について、関連政令の改正により影響部分を改正するものです。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において、損害補償に係る補償基礎額が改正され、これにあわせて条例で関連、引用する部分を改正いたします。新旧対照表1ページ目をごらんください。一つ目に、第5条第2項第2号中の、消防作業従事者等の補償基礎額（最低基礎額）の8900円を9100円といたします。2つ目に、これに関連し、別表で定める階級、勤続年数ごとの補償基礎額をそれぞれ引き上げます。具体的に申し上げますと、団長と副団長は、10年未満を1万2500円に、10年以上20年未満を1万3350円に、分団長と副分団長は、10年未満を1万800円に、10年以上20年未満を1万1650円に、20年以上を1万2500円に、班長と団員は10年未満を9100円に、10年以上20年未満を9950円に、20年以上を1万800円にいたします。改正後の条例の施行日は公布の日とし、適用は、政令と同じく、令和6年4月1日からとする経過措置を設けています。補足として申し上げておきますと、現時点で、これらの支給対象となっておられる方はおられません。以上で、議案第70号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

次に、議案第71号から議案第77号までの予算案7件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第71号、令和6年度美郷町一般会計補正予算第7号について、ご説明いたします。本補正は、歳入においては、自治体情報システムの標準化移行経費に係るデジタル基盤改革支援補助金の決定による増。障害者自立支援給付費の増による国県負担金の増。子ども医療費の増大に伴う県補助金の増。企業版ふるさと納税の増。集落営農組織の設立中止に伴う過疎対策事業債の減。カヌースプリント競技場竣工記念大会における参加費。11月1日から2日にかけての大雨による農地災害に係る県補助及び災害復旧事業債の増。人事院勧告に基づく給与改定等に係る人件費。道路維持経費、都賀長藤地区公民館整備事業等の増額に対し不足する財源を補う財政調整基金の繰入。歳出におきましては、サステナブルハウス入居者募集に係る業務委託費の増。障害者自立支援給付費及び子ども医療費の増。眺光苑空調設備更新のための設計委託費。集落営農組織の設立の中止による育成事業費の皆減。昨年度のビジネスプランコンテストにおいて採択を受けました事業者の辞退による地域商工企業支援事業補助金の減。道

路維持経費の増。令和7年度使用分の小中学校教科書等購入費。都賀・長藤地区公民館整備に係る敷地造成事業費の増。11月1日から2日にかけての大雨による農地災害復旧事業費。公債費における償還利子の増。人事院勧告に伴う給与改定等による人件費の増などを計上し、予算額は、歳入歳出それぞれ9111万4000円を追加し、総額を79億2308万1000円とするものです。詳細につきましては、9ページ以降の事項別明細書にて説明をさせていただきますが、初めに、第2表繰越明許費から説明をいたします。5ページをお願いします。款10教育費、項2小学校費、事業名、美郷町小学校令和7年度使用分教科書等購入事業、限度額55万1000円。同じく款10教育費、項3中学校費、事業名、美郷町中学校令和7年度使用分、教科書等購入事業限度額570万2000円、合計で625万3000円です。繰越の事由についてですが、令和7年度より中学校の教科書が改訂となり、本年度中に、販売会社への注文書の送付をもって、最寄りの取次ぎ供給所からの納品となりますが、納品が3月中にかなわず、年度をまたぐ可能性を考慮し、納入期日を4月初旬として契約を締結したためです。小学校につきましても、今年、新しく発刊されました指導書の購入を予定しており、これら教科書、指導書の購入については、一括で発注業務を行うため、同様に繰越をお願いするものです。次に、第3表、地方債補正について説明をさせていただきます。6ページをお願いします。変更となった箇所のみ申し上げますが、起債の目的、上から5行目、集落営農事業債3200万円の皆減。集落営農組織設立中止に伴う事業費の皆減によるものです。2行下がっていただきまして、農業水利防災事業債ですが、緊急自然災害防止対策事業債を活用して実施をいたします野間農道整備事業に係る220万円を追加しています。続いて、7行ほど下がっていただきまして、防災対策事業債ですが、こちらも緊急自然災害防止対策事業債を活用して、村之郷地区の県単急傾斜地崩壊対策事業に対する負担金を支出しておりますが、県の事業費の増により200万円追加をしています。最後に、下から3行目の農林水産施設災害復旧債、これは、11月1日から2日にかけての大雨による農地災害復旧事業のため、当初の頭出し予算に130万円を追加しております。以上により、合計の限度額を11億1120万円から2650万円減額し、10億8470万円としています。それでは事項別明細書により、主な補正額について、ご説明いたします。初めに、歳入について、9ページをお開きください。中段の款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費負担金、補正額900万円。歳出の増に伴うもので、10ページにあります。款15県負担金、項1県負担金、目1民生費県負担金も、450万円の増額となります。また9ページに戻っていただきまして、下段の項2国庫補助金、目5総務費国庫補助金、デジタル基盤改革支援補助金、補正額5379万2000円。これは改増ですが、自治体情報システムの標準化移行経費に係る国の補助金の交付決定によるものです。10ページをお願いします。款5県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、子ども医療費補助金、補正額225万円。子にかかる医療費の増大に伴う補正です。一つ飛ばしまして、目6災害復旧費県補助金、現年農地災害復旧費補助金、補正額150万円。11月1日から2日にかけての大雨災害による農地災害に対するものです。次に、下段の項3委託金、目3農林水産業費委託金、換地業務委託金、補正額500万円減。宮内地区の基盤整備事業の採択申請の見送りによる減です。11ページをお願いします。款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節の補正額が267万3000円。これは基金の債券運用による利子収入の増で、財政調整基金が99万2000円、減債基金

が168万1000円となっております。次に、款17寄附金、項1寄附金、目2指定寄附金、企業版ふるさと納税、補正額100万円。8月27日に1件の事業所よりご寄附をいただいております。続いて、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、補正額4880万円。都賀・長藤地区公民館整備事業費の増、道路維持費の増、人事院勧告に伴う人件費の増などの財源不足額に対応するための繰入金の増額です。12ページにお進みください。款20諸収入、項7雑入、目5雑入、節10教育費雑入、スポーツ大会参加費、補正額128万4000円。11月初旬に行いましたカヌースプリント競技場竣工記念大会における参加費を計上しています。次に、款21町債、項1町債ですが、こちらは、第3表地方債補正で説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。歳入につきましては、以上です。続いて、主な歳出について説明をいたします。初めに、人件費についてですが、このたびの人事院勧告に基づき、給料表の改定、期末勤勉手当の支給月数をともに0.05月分の引き上げ、このほか、会計年度職員を含みます職員の給与に係る異動等を反映し、当会計におきましては、およそ1700万円の増額となっております。款項目別の増減につきましては、説明をいたしませんので、ご了承ください。それでは13ページをお開きください。最下段の款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費、広報費、印刷製本費、補正額66万8000円。これは、特集等による紙面の増及び広報に関するアンケート調査実施に伴うものです。14ページをお願いします。目5財産管理費、説明欄001財産管理費、補正額267万3000円。歳入で説明をいたしました基金の債券運用により得られる利子を各基金へ積み立てるものです。次に、目6企画費、説明欄002定住推進費、補正額285万円。このうち、事務業務委託料180万円は、サステナブルハウスに係る募集業務委託費の増。補助金60万円は、空き家利活用推進事業補助金の見込み増によるものです。15ページへ進んでいただきまして、目12電子計算費ですが、これは、自治体情報システムの標準化移行経費に係るデジタル基盤改革支援補助金の充当による財源構成となっております。17ページまで進んでいただきまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、説明欄001社会福祉総務費、補正額342万円のうち、18ページのほうになりますが、他会計繰出金304万3000円。これは、国民健康保険特別会計への繰出金の増で、人件費の増等に伴うものです。19ページをお願いします。目3障害者福祉費、補正額1955万9000円のうち、法律の規定による扶助1910万円の内訳ですが、生活介護給付費、就労継続支援費B型サービスの利用の増が1800万円。障害児の移動支援事業費が60万円。日中一時支援事業の利用者の増による50万円となっております。なお、生活介護給付費、就労継続支援費につきましては、補正額の2分の1に相当する国費が900万円。4分の1に相当する県費450万円を充当しております。続いて、目4老人福祉費、説明欄001老人福祉費、補正額143万3000円の減額の内訳として、他会計繰出金146万円の減は、後期高齢者医療保険特別会計への繰出金で、主には、保険基盤安定制度負担金の減によるものです。20ページをお願いします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、補正額450万9000円。このうち、子どもの医療費に係る扶助費が430万円で、県の医療費助成に係るものと、中学生までの医療費の自己負担分を全額助成するものがありますが、いずれも、子に係る医療費が増加傾向にあるため、補正計上をするものです。最下段の項3生活保護費、目1生活保護総務費ですが、こちらも、自治体情報システムの標準化移行経費に係るデジタル基盤改革支援補助金の充当により財源更正が生じております。21ページをお願い

いします。款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、説明欄001 保健衛生総務費、補正額235万5000円のうち、他会計繰出金304万7000円は、給与改定による人件費の増や、修繕費の不足見込みに対する簡易水道事業会計の繰出金の増となっております。続いて説明欄005、簡易給水施設費、補正額96万円の減のうち工事請負費140万2000円の減額は、竹地区簡易給水施設水道管移設工事の実績による減です。22ページをお願いします。目3 環境衛生費、説明欄002 火葬場費、補正額165万円。これは、来年度に予定をしております眺光苑の空調設備更新工事の設計業務委託費を計上しております。続いて、目4 診療所費、他会計繰出金、補正額146万5000円の減。主に人件費の増減による繰出金の減で、内訳は、君谷診療所特別会計が24万1000円の増、国民健康保険診療所特別会計への繰り出しが170万6000円の減となっております。23ページをお願いします。中段の款6 農林水産業費、項1 農業費、目2 農業総務費、説明欄002 農業施設管理費、補正額220万1000円。野間農道の路肩補強整備工事について、緊急自然災害防止対策事業債を活用して行います。次に、下段の目3 農業振興費、説明欄006 集落営農育成事業費、補正額3200万円の減。これは、設立予定であった集落営農組織について、中止となったため、事業費を皆減するものです。その下の説明欄013 特産品開発事業、補正額80万円。これは、美郷バレーにおける視察や研修等で、イノシシ、シカ肉の町内飲食店で等での消費ニーズが高まっており、その活用支援補助金の増額をするものです。24ページに進んでいただきまして、説明欄030 担い手確保支援事業、補正額87万5000円の減ですが、新規就農者に対する経営開始資金の交付が終了したことによる減額です。次に、目5 農地費、説明欄004 基盤整備促進事業費、補正額313万8000円の減額。これは、宮内地区の基盤整備事業の採択申請の見送りによる事業費の減です。25ページをお願いします。中段の項2 林業費、目2 林業振興費、林業振興費、補正額60万円。これは、有害鳥獣被害対策事業補助金の申請実績の増によるものです。続いて、26ページをお願いします。款7 商工費、項1 商工費、目2 商工業振興費、補正額500万円の減額。これは、昨年度のみさとと。ビジネスプランコンテストで、最終審査を通過した事業者より辞退の届けがなされたことによる減です。最下段にまいりまして、款8 土木費、項2 道路橋梁費、目2 道路維持費、施設等管理補修委託料、補正額2300万円。除草作業や支障木の伐採、崩土の撤去、側溝清掃、路面清掃など、業者委託による道路維持に係る委託単価の増、また、作業量や時間の増による経費が増大をしております補正をするものです。27ページにお進みいただきまして、目3 道路新設改良費、補正額639万1000円のうち、国県事業負担金500万円ですが、これは県の急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金の増で、内訳は、石原地区が300万円、村之郷地区が200万円となっております。村之郷地区におきましては、緊急自然災害防止対策事業債を充当することとしております。28ページをお願いします。款9 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費、一部事務組合負担金、補正額52万7000円。江津邑智消防組合の負担金への増で、令和6年度普通交付税の基準財政需要額の確定等によるものです。29ページをお願いします。款10 教育費、項2 小学校費、目2 教育振興費、補正額118万5000円のうち、使用料53万9000円と、図書購入費の1万2000円、こちらの合計55万1000円が、第2表、繰越明許費で説明をいたしました小学校の令和7年度使用分教科書等購入事業にあたるものです。30ページへお進みいただきまして、項3 中学校費、目2 教育振興費、補正額、562万7000円ですが、このうち、使用料の38万4000円と、

図書購入費 531 万 8000 円の計 570 万 2000 円が、同じく第 2 表、繰越明許費の中学校令和 7 年度使用分教科書等購入事業にあたるものです。31 ページをお願いします。項 6 社会教育費、目 2 公民館費、説明欄 002 公民館整備事業費、補正額 3000 万円。これは、都賀長藤地区公民館整備に係る敷地造成事業において、測量設計調査を行ったところ、盛土量の増、軟弱基盤が想定以上であり、地盤改良層の増加等による工事費の増額によるものです。このほか、用地買収面積補償対象物件の確定により、測量設計業務委託費との 3 項目で、予算組替えをしております。増大をいたします事業費につきましては、過疎対策事業債での要望を行ってまいります。本補正予算では、一般財源での対応としています。32 ページをお願いします。項 7 保健体育費、目 1 保健体育総務費ですが、カヌースプリント競技場竣工記念大会参加費を特定財源としているため、財源更正が生じております。続いて、目 2 体育施設費、補正額 108 万円のうち、工事請負費 88 万円ですが、これは、カヌーの里おおちのトレーラーハウスの寝台を、3 段ベッドから 2 段ベッドへ改修するための工事費を計上しております。33 ページをお願いします。款 11 災害復旧費、項 1 農林水産業施設災害復旧費、目 1 農業災害復旧費、現年農業災害復旧費、補正額 300 万円。11 月 1 日から 2 日にかけての大雨災害により被災をした農地 1 件の復旧工事費を計上しています。次に、款 12 公債費、項 1 公債費、目 1 元金、補正額 3 万 5000 円。これは、平成 25 年度に借入を行いました臨時財政対策債について、借入から 10 年を経過し、金利の見直しがあり、利率が 0.1% 下がりました。これによりまして、元利均等償還額が変動し、本年度の償還元金が増額となるため補正をするものです。続いて、目 2 利子、補正額 347 万 4000 円。こちらは、令和 5 年度において借入を行う地方債について、当初予算では、金利 0.4% ほどで見込んでおりましたが、実際に借入を行った際に 0.8% 程度に上昇した影響で、本年度償還利子額が不足することとなり、増額補正をするものです。最後に、款 14 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費、補正額 2 万 9000 円の減。これは、財政調整基金繰入額の補正に伴う調整による減額です。以上で議案第 71 号、令和 6 年度美郷町一般会計補正予算第 7 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

上程いただきました議案第 72 号、令和 6 年度君谷診療所特別会計補正予算第 1 号について、ご説明します。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24 万 1000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 510 万円とするものです。今回の補正予算の概要ですが、君谷診療所の運営費に対する県からの補助金、令和 5 年度へき地医療対策費補助金について、実績精算による返還金と、給与改定に伴う人件費の増額補正となっております。歳入についてご説明します。6 ページをお願いします。款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金です。補正額 24 万 1000 円の増額です。これは返還金、人件費の増額補正のための一般会計からの繰入金となります。次に 7 ページをお願いします。歳出です。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 1 報酬 10 万 5000 円。その下段、節 3 職員手当等 5 万 7000 円のいずれも増額です。こちらは給与改定に伴う職員の人件費の増額分を計上しております。節 22 償還金利子及び割引料、補正額 7 万 9000 円の増額です。こちらは、令和 5 年度実績によるへき地医療対策費県補助金

の返還金となります。令和5年度において202万9000円の交付を受けておりましたが、実績精算により、補助金が185万円に確定しましたので、その差額の17万9000円を返還することとなりました。令和6年度当初予算に返還金として10万円を予算計上しておりましたが、不足する7万9000円を増額補正するものです。以上で、議案第72号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

上程いただきました議案第73号、令和6年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ410万7000円を増額し、予算総額を7億3243万8000円とするものでございます。主な内容としましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う経費と、保険給付費の増額に伴うものでございます。それでは、歳入歳出事項別明細書でご説明申し上げます。6ページの歳入をお願いいたします。款5国庫支出金、項2国庫補助金、目9国民健康保険制度関係業務事務準備事業費補助金83万4000円を増額でございます。こちらはマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う経費に対する国からの補助金でございます。続いて、款8県支出金、項2県補助金、目1保険給付費等交付金、23万円の増額でございます。こちらは歳出の保険給付費の増額に伴うものでございます。続いて、款13繰入金、項2他会計繰入金、目1一般会計繰入金304万3000円を増額でございます。こちらは、歳出の一般管理費の増額に伴うものでございます。続いて、7ページの歳出をお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、387万7000円を増額でございます。こちらは給与改定に伴う職員の人件費及びマイナンバーカードと保険証の一体化に伴うシステム改修に係る事務組合への負担金を増額するものでございます。続いて、款2保険給付費、項1療養諸費、目5一般被保険者療養費20万円と、目7審査支払い手数料3万円につきましては、上半期の支払い実績を考慮し、増額するものでございます。続いて、8ページをお願いします。款8保健事業費、項2保健事業費、目1保健衛生普及費につきましては、上半期の検診実績を考慮し、医療機関への委託料8万円を増額するものでございます。款13予備費につきましては、歳入歳出の調整及び財源更正を行うためのものでございます。以上で、議案第73号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

上程いただきました議案第74号、令和6年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第2号について、ご説明します。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9174万3000円とするものです。歳入についてご説明します。6ページをお願いします。款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金です。補正額170万6000円の減額です。これは、一般会計からの繰入金を減額するものです。次に、歳出について、ご説明します。7ページをお願いします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、170万6000円の減額

です。職員1名が退職したことによる人件費の減額及び給与改定による職員の人件費の増額分を予算計上しております。以上で、議案第74号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

上程いただきました議案第75号、令和6年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ133万1000円を減額し、予算総額を1億8390万5000円とするものでございます。主な内容としましては、保険基盤安定負担金の額が確定したことによる保険料負担金の減額と、それに伴う一般会計からの繰入金を減額するものでございます。それでは、歳入歳出事項別明細書でご説明申し上げます。6ページの歳入をお願いいたします。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金146万円の減額でございます。内訳としましては、令和5年度の保険料負担金の還付に伴う事務費繰入金を6万9000円、令和6年度の保険料負担額の確定に伴う保険基盤安定制度繰入金を151万9000円、それぞれ減額し、歳出の一般管理費の増額に伴う職員給与等の繰入金12万8000円を増額するものでございます。続いて、款7諸収入、項4雑入、目3雑入、12万9000円の増額でございます。内訳としましては、令和5年度の保険料負担金の還付金6万9000円と、健康診査に係る広域連合からの委託金の6万円でございます。続いて、7ページの歳出をお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、12万8000円の増額でございます。こちらは説明欄にありますように、給与改定に伴う職員の人件費と、後期システム機器更改に係る経費でございます。続いて、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1保険料等負担金、151万9000円の減額でございます。こちらは保険料軽減分に係る基盤安定負担金の額が確定したことに伴い、広域連合へ支払う負担金を減額するものでございます。目1健康診査等事業費6万円の増額でございます。こちらは、11月までの支払い実績を考慮し増額するものでございます。以上で議案第75号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●原議長

ただ今、説明の途中でございますが、
ここで、10時45分まで暫時休憩といたします。

(休憩 午前 10時35分)

(再開 午前 10時45分)

●原議長

会議を再開します。
議案第76号から引き続き説明をお願いします。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

それでは、上程をいただきました議案第76号、令和6年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第2号について、ご説明いたします。今回の補正は、主に人件費および修繕費等の通常の営業活動において発生する費用の補正となっています。また、令和5年度会計決算の認定に伴い財務諸表も合わせて修正をしています。1ページをごらんください。第2条、収益的収入及び支出の補正です。補正予算に関する説明書3ページもあわせてごらんいただければと思います。収入、第1款、水道事業収益の補正予定額を304万7000円とし、予定額を2億2291万5000円としています。これは次に説明します支出の増額補正に伴う他会計補助金の増によるものです。次に支出、第2款、水道事業費用の補正予定額を304万7000円とし、予定額を2億1852万7000円としています。補正内容についてですが、給与表改定に伴う人件費の補正、修繕見込みによる修繕費の補正、見込みによる材料費等の補正を予定しています。3ページは以上になります。1ページ目をごらんください。第3条、議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費の補正です。(1)職員給与費の補正予定額を人件費の補正に伴い、139万3000円とし、予定額を1616万円としています。第4条、他会計からの補助金の補正です。これは基準外繰入金で、簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を304万7000円増額し、9374万6000円とするものです。なおこの補正により、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表、予定損益計算書をそれぞれ修正しています。資料を添付しておりますので、お読み取りいただければと思います。以上、議案第76号、令和6年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第2号について、ご説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、上程させていただきました議案第77号令和6年度美郷町下水道事業会計補正予算第1号について、ご説明をいたします。今回の補正は主に給与改定による人件費の増額補正と、下水道ストックマネジメント事業の事業費の減による補正となっております。また、令和5年度会計決算の認定に伴い、財務諸表もあわせて修正をしています。1ページをごらんください。第2条、収益的収入及び支出の補正です。合わせて補正予算に関する説明書4ページもごらんください。収入、第1款、下水道事業収益の補正予定額を148万6000円とし、予定額を2億7173万6000円とするものです。補正の内容については、給与改定に伴う人件費の補正による他会計補助金の増額及び改良事業費減額に伴う3条4条間での他会計補助金、計上額の組替による補正になります。続いて支出、第1款、下水道事業費用の補正予定額を51万円とし、予定額を2億6276万4000円としています。補正の内容については、給与改定による人件費の補正及び修繕費等の組替えによる補正となります。4ページは以上です。1ページをごらんください。第3条、資本的収入及び支出の補正です。令和5年度の決算が確定したことにより、当初予算の第4条中の条文について、それぞれ金額を改めるものでございます。補正予算に関する説明書5ページを合わせてごらんください。収入、第1款資本的収入の補正予定額を5649万6000円減額し、予定額2億1208万2000円としています。補正の内容については、下水道ストックマネジメント事業の減額による国庫補助金及び企業債の減額、また3条、4条間での他会計補助金計上額の変更による補正となります。2ページをお願いいたします。支出第1款、資本的支出の補正予定額を5552万円減額し、予定額を2億7167万2000円としています。補正の内容については、主に下水道ストックマネジメン

ト事業の減額による工事費の減額補正となります。5 ページは以上となります。2 ページをごらんください。第 4 条、企業債の補正です。資本的支出の減による企業債の限度額を 2420 万円減額し、補正後 7740 万円としています。第 5 条、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費の補正です。(1) 職員給与費の補正予定額を人件費の補正に伴い、90 万 5000 円とし、予定額を 1198 万円としています。第 6 条、他会計からの補助金の補正です。収入支出の補正により他会計から受ける補助金を 1 億 5600 万 5000 円に改めるものです。なお、この補正により、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表、予定損益計算書をそれぞれ修正しております。資料を添付しておりますので、お読み取りいただければと思います。以上、議案第 77 号、令和 6 年度美郷町下水道事業会計補正予算第 1 号について、ご説明をさせていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●原議長

次に、議案第 78 号から議案第 79 号までの一般事件案 2 件について、順次提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

上程いただきました議案第 78 号、工事請負契約の締結について、ご説明いたします。議案と合わせまして添付しております資料をごらんいただければと思います。下記のとおり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求めるものでございます。契約の目的は、令和 6 年度町道橋長寿命化修繕工事（早水橋）で、契約金額は、6853 万円です。内訳は、工事価格が 6230 万円。消費税及び地方消費税が 623 万円となっています。契約の相手方は、邑智郡美郷町粕渕 343 番地 置名土木有限会社 代表取締役 置名祐一となっております。契約の方法は指名競争入札で、この契約は、去る 11 月 28 日に、指名競争入札の開札を行い、入札業者は、置名土木有限会社、上原土木有限会社、有限会社福間工務店、漆谷建設株式会社、岡山産業有限会社、大五建設有限会社の 7 者でございました。また本工事は、令和 6 年度第 4 回臨時会にて、繰越の承認を得ており、工期を令和 7 年 5 月 15 日までとしています。施工場所は、粕渕地域粕渕地内の町道上川戸粕渕線早水川にある早水橋で、工事内容としましては、橋脚の橋桁、横桁、支承等の塗装材に低濃度 PCB 廃棄物が含まれるため、塗膜を除去し、塗り直しを行います。以上で、議案第 78 号工事請負契約の締結についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

上程いただきました議案第 79 号について、説明いたします。邑智郡 3 町で構成し、事務を共同処理している邑智郡総合事務組合の規約の変更にあたっては、構成 3 町の議会の議決を得る必要があるため、このたび議案提出するものです。このたびの変更は、組合規約で定める共同処理する事務の内容を変更するものです。いわゆるマイナンバー

法による自治体等の間で、国のシステム経由で行われている介護保険事業に関する特定個人情報の紹介、提供の事務については、これまで、構成3町それぞれが行ってまいりました。これが政府方針により、令和7年度から、運用開始する全国的な自治体情報システムの標準化に伴って、広域保険者が行う仕様に統一されたため、広域保険者である事務組合が行う事務に変更することになります。これに伴って、この規約を改正するものであり、組合同約第3条第1項第5号に規定する事務組合が行う介護保険事務から除外する事務イコール、構成3町で行う事務ということになりますけれども、その部分を削除する必要があるため、組合同約の一部を変更いたします。具体的内容は新旧対照表をごらんください。削除する事務は2つで、ウの保険料及び介護給付に関する所得等の収集に係る事務と、オの行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく情報照会及び同法第22条に基づく特定個人情報の提供に係る事務です。この変更の施行日は令和7年3月3日です。この日は、国のシステムを運営する地方公共団体情報システム機構とスケジュール調整をした上で、令和7年4月からのシステム標準化移行に向けた準備期間も含めて設定をしているものです。補足として、この規約変更は、8月30日の事務組合議会全員協議会で説明されたものであり、本議案は、構成3町それぞれで議決後に、事務組合において、県の許可を受けることとなります。以上で、議案第79号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

全議案の説明が終わりました。

なお、議案に対する質疑は3日に日程をとりますのでよろしくお願いいたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は3日火曜日定刻より開きます。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

(散 会 午 前 11時00分)